

大河ドラマを活用した誘客促進事業委託業務 仕様書

1. 業務名

大河ドラマを活用した誘客促進事業委託業務

2. 業務目的

2026年NHK大河ドラマ「豊臣兄弟!」（以下「大河ドラマ」という。）において奈良が主要な舞台となることを踏まえ、ドラマに関連する事跡や歴史的遺産、関連市町村を含む県全体の魅力を多様な手段を用いて発信することで、大河ドラマの全国的な発信力と関連地域への誘客効果、消費効果をより一層向上させ、県内全体への誘客と周遊滞在を促進するとともに、地域の活性化を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約日～令和8年3月31日

4. 業務内容

主な業務は次のとおりとする。

- (1) パンフレット等作成業務
- (2) 特設サイトの作成業務
- (3) 大河ドラマキャンペーンロゴ、キャラクターの選定業務
- (4) 情報発信・プロモーション業務
- (5) お土産もの開発支援業務
- (6) 関連自治体と連携した広域プロモーション業務
- (7) 打合せ協議・事業実施報告書等作成業務
- (8) その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

5. 業務内容

本業務の詳細は次のとおりとする。

(1) パンフレット等作成業務

大河ドラマの主人公である豊臣秀長やその家臣など関連のあるスポットやストーリーに加え、観光地情報（飲食、交通、お土産等）を紹介する観光パンフレットを作成する。

- ・大河ドラマをきっかけに豊臣秀長や関連人物等に興味を持った人が奈良県を周遊できるような仕組みを考慮した総合パンフとする。
- ・内容は奈良県オリジナルのものとし、NHK大河ドラマの素材やキャストは使用しないこととする。
- ・本項（3）で作成するロゴやキャラクター等を使用する。
- ・バス・電車等の公共交通機関の利用促進を図る内容とする。

【パンフレットの仕様】

規格：A4版、16ページ以上の製本（中綴じ）

数量：100,000部

印刷色：両面フルカラー

用紙：コート紙四六版73kg程度

校正：文字校正4回以上、色校正1回以上

- ・詳細な仕様は協議のうえ決定する。

(2) 特設サイトの作成

大河ドラマのストーリーに即した、豊臣秀長及び関連する事跡・人物に焦点をあてた特設サイトを構築する。

- ・ 専門的な知識がない一般の視聴者でも楽しめる内容とする。
- ・ 視聴を促進し地域への誘客に繋がるコンテンツの充実を図る。
- ・ 毎週のドラマ放送に合わせて内容を更新する。
- ・ 関連市町村を取材し、地元ならではのエピソードを紹介する。
- ・ 本項(2)パンフレット作成業務と相互に連携し、効率的に業務を進めるとともに、内容に不一致が生じないように配慮する。
- ・ 記事の作成にあたっては、歴史的事実の考証を行う。
- ・ 本項(3)で作成するロゴやキャラクター等を使用する。
- ・ 県内各地の関連イベント情報、県内市町村・観光団体等のHPへのリンクを掲載する。

(3) 大河ドラマのキャンペーンロゴマーク等の公募

豊臣秀長や大河ドラマの魅力が伝わりやすいキャンペーンロゴマーク、キャッチコピー及びキャラクター(以下「ロゴマーク等」という。)を制作する。制作するロゴマーク等は、本業務で制作する各種プロモーションツール(パンフレット、特設サイト等)や民間事業者が製作するお土産物等の商品に活用することを想定している。事業者等がロゴマーク等を使用する際、県への申請をもって使用可能とし、そのための事務手続きを行う。

ロゴマーク等は原則、公募で決定することとし、本業務には公募から選定(著作権の処理を含む)にかかる一切の業務を含む。公募対象者や募集・選定スキーム等は企画提案事項とする。

公募時期は5月頃を想定している。

【業務内容】

- i. 公募条件の決定
- ii. 公募の広報、募集とりまとめ事務等の公募事務全般
- iii. 選定・決定業務
- iv. 著作権の調整・整理、使用ルール(マニュアル等)の作成
- v. 作成したマニュアルに基づいた申請対応および管理業務

(4) 情報発信・プロモーション業務

①ロゴマーク等を使用したプロモーショングッズの作成業務

(3)で作成するロゴやキャラクターを活用した、当事業に必要なプロモーションツールやノベルティを制作する。県内市町村で実施されるイベントでも配布、貸与することを想定して作成する。

【内容】

- ・ のぼり 1,000本程度
- ・ 卓上PRツール(卓上のぼり等) 2,000個程度
- ・ ポスター B1 1,000枚
- ・ サイネージ用画像・動画
- ・ 布バックやエコバッグ等 10,000個程度
- ・ ノベルティ(ボールペン、クリアファイル等) 10,000個程度
- ・ テーブルクロス(長机用) 10枚
- ・ 法被 10着
- ・ その他必要なツール

② SNS 運営業務

大河ドラマの放送内容に関する内容、県内関連スポットやイベント、観光地情報、公共交通機関情報など、幅広く情報発信するための専用 SNS アカウントを作成し、運営する。

【内容】

- ・ SNS 番組を企画する。(TikTok、You Tube など)
- ・ 市町村からの関連情報を募り発信する
- ・ アンバサダー的人材を起用し、県と共同してアカウントを運用する。
アンバサダーは、奈良に関連のある人、戦国時代に詳しい人、大河ドラマを極めている人、人気のあるインフルエンサーや You Tuber、お城に詳しい人、など視聴者の興味関心を引く工夫が出来る人を起用する。
- ・ 投稿は、大河ドラマが開始される 1 か月程度前から開始し、投稿頻度は週 1 回程度とする。

③ 県民だより出稿業務

ドラマ開始数か月前から県民だよりに連載するために記事を作成する。記事作成にあたっては、テーマ決定、取材交渉、事実確認等の記事制作に係るすべての業務を実施する。

【内容】

実施回数：4 回（12 月～4 月発行号）
ページ：A 4 各 1 ページ カラー

④ 講演会等のイベント開催業務

有識者やドラマ出演者による講演会やトークショーを実施する。キャストによるトークショーを実施する際は、県および NHK の担当者と十分協議のうえ企画すること。

【内容】

実施回数：2 回程度
実施場所：奈良県内、首都圏 等

(5) お土産もの開発支援業務

大河ドラマの放送に合わせた、魅力的なお土産ものの造成の開発支援をする。なお、県内関係機関（県、商工団体等）と連携して実効性のある企画を実施する。

① お土産もの開発支援セミナーの実施

県内事業者等に対し、大河ドラマの放映に向けたお土産造成をどのように展開していくのか、成功事例を紹介してレクチャーを実施する。

【内容】

実施回数：年間 3 回程度
実施場所：奈良県北部（2 回）、奈良県中南部（1 回）
実施時期：6 月～9 月頃
・ 講師や会場、進め方は県と十分協議のうえ進める。

② お土産ものコンテストの開催

お土産ものコンテストを開催する。新たに開発したもの、既存のものを改良したものなど、大河ドラマを契機に開発・改良した商品を対象とする。優秀な結果の商品については一定期間首都圏で販売するなど、お土産もの開発に参加する事業者確保を促す工夫をすること。

【内容】

実施時期：11 月～12 月頃
実施方法：企画提案事項とする

③ 運営事務局業務

県内関係機関（県、商工会 等）と連携し、大河ドラマに関連したお土産ものについての情報収集やデータ管理等を行い、全体の運営をサポートすること。

（6）関連自治体と連携した広域プロモーション業務

NHK大河ドラマ「豊臣兄弟！」の舞台となっている、愛知県・滋賀県と連携した周遊企画を実施する。名古屋市等で実施される、自治体PRブースに参加し、他の関係自治体とともに大河ドラマを活用した奈良県のPRを実施する。

【内容】

- ・名古屋駅でのプロモーションブース出展 1月～2月頃
- ・3県連携で実施する周遊企画

（7）打合せ協議・事業実施報告書等作成業務

本業務を遂行するにあたり、随時必要に応じて打合せ協議を実施する。なお、打合せ協議後には会議議事録を作成し、奈良県の承認を受けて提出するものとする。業務実施後は実施内容等を取りまとめた事業実施報告書等を作成すること。また、来年度の業務引継ぎを円滑に進めるため、必要な資料の整備と情報の共有を行い、引継ぎ体制を確立すること。

（8）その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

その他、本事業をより効果的に推進するために必要な業務を実施する場合については、奈良県の指示に従い実施すること。

なお、上記（1）～（8）の業務に関する具体的な内容については奈良県と協議のうえ決定することとし、実施にあたっては奈良県の指示に従うこと。

6. 完成時期

大河ドラマが令和8年1月から放送されることを踏まえ、5. 業務内容に掲げる各業務の完成、運営開始の目安は以下のとおりとする。なお、詳細については県と受託者が協議のうえ決定する。

以下に記載のない業務については各業務の仕様のとおり。

- ① 観光パンフレット ……令和7年11月末納品
- ② 特設サイト ……令和7年12月1日運用開始
- ③ ロゴマーク等 ……令和7年9月末決定
- ④ プロモーションツール ……令和7年11月末納品
- ⑤ SNSアカウント ……令和7年12月1日運用開始

7. 業務完了報告

受託者は、業務実施に係る実績を業務完了報告書として作成し、提出すること。業務完了報告書には次の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果
- ・広報PR成果品（すべての広報PRに関する成果をPDF、USBなどで提出）
- ・委託業務の実施により得られた成果物
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

8. 秘密の遵守

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、県の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果物については、受託者は破損、紛失のないよう取扱いに十分注意するものとする。

9. 撮影許可、画像使用及び掲載許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。

なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこととする。

10. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、原則として以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、発注者である県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

11. その他事項

(1) 再委託について

業務の全部、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

また、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ当該作業を履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を県に提出し承認を得ること。ただし、委託契約の主たる部分ではないもので、再委託金額が100万円未満のもの、又は印刷費、会場借料（設備費・設営費を含む）、運送・保管費、通訳費、翻訳費、その他これに類するものについては、この限りではない。

(2) 仕様変更について

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 実施体制について

当該業務を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。

(4) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

i) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

ii) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される

- 者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
- エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
 - iii) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。
- (5) その他
- 本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、県と協議の上、最終的には県の了解を得て実施すること。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。